

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

1. 補助対象者について

番号	問	答
1-1	個人事業者は対象となりますか。	開業届を提出している方、青色申告をしている事業者又は白色申告者でも事業収入を申告している方は対象となります。ただし、商工業者に限ります。
1-2	医療関係者は対象になりますか。	医療法人、医師、歯科医師、助産師の方は「対象外」です。
1-3	調剤薬局は対象になりますか	個人事業主や株式会社の場合「対象」です。 医療法人の場合は「対象外」です。
1-4	介護施設や病院は対象となりますか。	運営者が医療法人や医師、歯科医師、社会福祉法人の事業者の方は「対象外」です。
1-5	事業所（営業所・店舗）が県内にあるが、本社が県外の場合対象になりますか。	「対象外」です。 県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主が対象となります。
1-6	複数の業種を営んでいる場合、主な業種はどのように判断すればよいですか。	「製造業、建設業、運輸業」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」の定義に当てはめることが難しい事業や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他の業種」に該当するものとしてください。
1-7	卸売業と小売業どちらの事業も営んでいる場合、資本金・従業員数の要件はどちらの業種の数字で判断すればよいですか。	主たる事業である方の業種要件で判断してください。
1-8	複数店舗へ省エネルギー設備へ投資をしたいと考えています。 1店舗あたり、それぞれコスト削減枠の申請はできますか。	1事業者あたり、コスト削減枠の申請は1件までとなります。
1-9	賃貸マンションを経営しています。 マンションの共有設備の照明やエアコンを更新する際は対象になりますか。	住居を目的とした事業所における設備更新は「対象外」です。

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

2. 補助対象事業・経費について

番号	問	答
(事業区分について)		
2-1	同一の事業者がコスト削減枠と価値創出枠のどちらも申請することはできますか。	可能です。事業区分ごとに1事業者につき1件まで申請することができます。なお、第1次募集で申請し、採択された事業区分については、第2次募集で再度申請することはできません。 (Q2-2もあわせてご確認ください)
2-2	7月の第1次募集においてコスト削減枠の事業区分で申請し、採択されました。今回の第2次募集でもコスト削減枠の事業区分で申請することはできますか。	第1次募集で申請し、採択された事業区分については、第2次募集において再度申請することはできません。なお、ご質問の場合、第2次募集でコスト削減枠の事業区分で申請することはできませんが、価値創出枠の事業区分で申請することは可能です。
2-3	事業実施により期待されるコスト削減や生産性向上の効果について、どのように試算すればよいですか。	例えば、コスト削減事業として設備の更新を行う場合であれば、既存設備と更新予定設備それぞれのエネルギー性能等を比較し、設備更新により得られるコスト削減効果（消費電力量や電気料金の削減額等）を試算してください。価値創出事業として設備の新規導入を行う場合であれば、当該設備の導入により得られる生産性向上等の効果（生産量や売上額の増加等）を試算してください。

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

(コスト削減枠について)		
2-4	どのような設備投資が対象事業となるのですか。	燃料・電力の消費抑制やエネルギーコストの削減を図るため、空調設備や照明設備等の既存設備を省エネ性能の高い省エネ設備に更新する取組や、太陽光発電や蓄電池の創エネ・蓄エネ設備を新たに導入する取組が対象事業となります。詳細は募集要項をご一読ください。
2-5	コスト削減枠の補助対象設備となる省エネ設備とはどのような種類のものでしょうか。	「高効率空調」、「産業ヒートポンプ」、「業務用給湯機」、「高性能ボイラ」、「高効率コージェネレーション」、「低炭素工業炉」、「変圧器」、「冷凍冷蔵設備」、「産業用モータ」、「制御機能付きLED照明器具」が対象となります。
2-6	補助対象設備となる高効率空調や照明設備の型番はどこで確認できますか。	コスト削減枠の補助対象設備となる省エネ設備は、国の「省エネルギー投資促進事業費補助金」の対象となる設備一覧に掲載された設備、または同等以上の設備です。なお、国「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の対象設備は、以下のアドレスから確認できます。 https://sii.or.jp/shitei04r/search/
2-7	太陽光発電設備や蓄電池の新規導入は対象になりますか。	対象になります。ただし、自家消費を目的として設置するものに限るため、余剰電力を売電する場合は対象外となります。
2-8	太陽光発電設備の導入により期待されるコスト削減の効果はどのように試算すればよいですか。	導入しようとする設備の発電見込量を試算し、現在の使用電力量・電気料金を基準に、削減される電力量や電気料金を試算してください。
2-9	製氷機は対象になりますか。	「対象外」です。 対象設備については、国の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の対象設備で確認をお願いします。
2-10	電球をLEDに代えたいのですが、対象ですか。	単に電球をLEDに変更する場合は「対象外」です。 人感センサー等の調光機能のある照明への変更の場合は「対象」です。調光機能のある照明を設置する場合には、実際に調光出来るよう導入をお願いします。
2-11	オーダーメイドの冷蔵設備は対象になりますか。	既製品を組み合わせるオーダーメイドは「対象」です。 デザイン料やオーダーメイドに伴う人件費等は「対象外」です。見積書では、デザイン料等に係る経費の内訳がわかるよう記載をお願いします。
2-12	エアコンを設置したいが、国の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の対象設備は、大企業向けの大きな設備であり対象設備一覧に入っていない。省エネルギー効果のあるもので、小さなエアコンは対象になりますか。	省エネルギーによるコスト削減効果が認められる場合は「対象」です。 なお、省エネルギー効果については、以下に掲載する国の「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の登録要領から、設備ごとに求められる省エネ基準や消費効率を参考としてください。 https://sii.or.jp/shitei04r/uploads/r4h_kt01_seihinkatabantourokuyorvo.pdf

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

(コスト削減枠について) ※つづき		
2-13	<p>エアコンを10畳用から14畳用に更新したいが、対象になりますか。</p>	<p>現在設置しているエアコンをより大きな物へ変更した場合、同じ室内環境(効果)を保つにあたり、省エネルギーになるのであれば「対象」です。</p>
2-14	<p>エアコンについて家庭用エアコンは補助対象とはなりませんか。</p>	<p>国の「省エネルギー投資促進事業費補助金」の補助対象となる業務用エアコンと比較して、エネルギー消費効率が同等以上であれば、家庭用であっても対象となります。</p>

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

(価値創出枠について)		
2-15	どのような設備投資が対象事業となるのですか。	生産性の向上や収益構造の強化を図るための新商品の開発や新サービス提供に必要となる機械・設備の導入や、POSレジ・オーダー・予約管理システムの構築など幅広い取組が対象事業となります。詳細は募集要項をご一読ください。
2-16	申請にあたって機械設備の導入を検討するため、専門家（コンサルタント等）に現状分析や改善提案を依頼したいのですが、採択された場合、当該専門家への委託費（報酬の場合も含む）は設計費として補助対象になりますか。	交付決定日より前に行われた発注や契約等による経費は「対象外」です。
2-17	パソコンやタブレット端末は補助対象となりますか。	汎用性の高いパソコン本体（タブレット端末含む）・周辺機器については、生産性向上のために導入するソフトウェアやシステム等と一体となって利用するため、必要と認められる最小限度で補助対象となります。詳細は募集要項（P6「その他補助対象とならない経費」）を参照してください。
2-18	補助対象事業以外の活動においても使用することが可能な汎用性が高い機械・設備は補助対象外のことですが、具体的にどのようなものが挙げられますか。	具体的には自動車や自動二輪車、自転車、スマートフォン、机、椅子などが挙げられます。なお、パソコンやタブレット、周辺機器については要件を満たすものに限り対象となります。詳しくは募集要項（P6「その他補助対象とならない経費」）を参照してください。
2-19	現在使用しているパソコンを新型のパソコンに更新することで業務効率の向上が見込まれますが、補助対象となりますか。	単なる取り替え更新にとどまる場合は対象とはなりません。
2-20	ECサイト構築したいが、構築後のランニングコストは補助対象となりますか。	補助事業実施期間内（交付決定日から令和6年1月31日まで）に係る経費は補助対象となります。
2-21	店舗のPRのための広告・宣伝に要する経費は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
2-22	既存設備の修繕については補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。
2-23	店舗の改装に係る工事費は対象となりますか。	補助対象とはなりません。
2-24	導入により業務効率の改善が見込まれる家庭用及び一般事務用ソフトウェアの購入費用（又はライセンス費用）は補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

(その他)		
2-25	申請時に提出する「期待される効果の算定資料」とはどのようなものが必要ですか。	補助事業計画書に記載した「事業実施によって得られる効果」（コスト削減や生産性向上等の効果）について、根拠となる資料を提出してください。例えば、コスト削減枠の事業であれば、現行設備と導入予定の設備それぞれの製品カタログ（省エネ性能が記載されている部分）などが考えられます。
2-26	単価が5万円の備品を2台購入する場合は、合計で10万円となるが、複数の見積書をとる必要がありますか。	相見積は不要です。 単価10万円以上となる場合には複数の見積書が必要です。
2-27	複数の設備をまとめて購入し、総額が10万円を超える同一業者への支払いについて、現金払いは補助対象外となりますか。	原則として、同一業者に対する税抜10万円を超える現金払いは「対象外」となります。「銀行振込」により支払いを行ってください。
2-28	補助対象にする経費としない経費が請求書に混在しているが請求書を分ける必要がありますか。	補助事業とその他の事業との経費の区分管理の観点から、請求書は対象経費と対象外経費とを分けることが望ましいですが、混在している場合は、マーカーや注意書きにより、補助対象経費とそれ以外が明確にわかるようにしてください。
2-29	クレジットカード払いは可能ですか。	「対象外」です。
2-30	金券やポイントでの購入は可能ですか。	商品券・金券の購入、電子マネー・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済は「対象外」です。
2-31	導入する機械設備等は中古品も補助対象となりますか。	「対象外」です。
2-32	申請にあたってはどのような書類を提出する必要がありますか。	申請時に必要となる書類については、募集要項の9ページ「II-3.応募書類」をご確認ください。
2-33	県税すべてに未納がないことの証明書はどこで取得できますか。	最寄りの東部県税局や県民局の各庁舎で取得することができます。交付申請にあたっては、交付申請書の証明事項の「7番」の「県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明」を申請して下さい。

企業変革力強化投資促進事業費補助金Q & A

3. 変更申請について

番号	問	答
3-1	軽微な変更とはどのような変更ですか。	<p>①補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合。</p> <p>②補助事業の内容変更にあつては、「補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合」または「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合」</p> <p>上記①、②については軽微な変更として、変更承認申請書の提出は不要です。なお補助金申請額総額の増額は認められません。</p>
3-2	変更承認申請書の際には何を提出するのですか。	「補助事業の経費の配分（内容）変更承認申請書（様式第4号）」を提出してください。なお、経費の配分の変更の場合は、合わせて、見積書、請求書等、変更する額の算出根拠を添付してください。

4. 実績報告について

番号	問	答
4-1	実績報告はいつまでに提出するのですか。	事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む。）した後、30日を経過した日又は令和6年1月31日までのいずれか早い日までに、提出してください。
4-2	実績報告の際には何を提出するのですか。	「実績報告書（様式第8号）」及び実績報告書別紙1、別紙2を提出してください。またそれぞれ支出した経費の証拠書類、補助事業の実施状況が確認できる写真を添付してください。
4-3	実績報告の写真は、どのような写真が必要ですか。	補助事業の実施内容がわかる写真を添付ください。導入した機械設備等の写真（全体及び型番がわかる写真）の実施内容がわかる実施前後の写真等を提出ください。

5. その他

番号	問	答
5-1	補助金受領後、何らかの義務が発生しますか。	<p>補助事業年度終了後5年間は、会計検査院による検査等が行われることがあり、補助事業者は検査等に協力する義務があります。</p> <p>そのため、経費の支払に係る書類等は、補助事業年度終了後必ず5年間保存してください。</p> <p>既に補助金を受給した場合でも、会計検査院の検査結果によっては、補助金の返還等を命ぜられる場合もあります。</p>
5-2	導入を予定している設備の在庫切れに備え、交付決定前に発注（または契約）してもよいですか。	交付決定日より前に発注・契約等を行った経費については補助対象とはなりません。
5-3	申請が受付されれば必ず採択されるのですか？	申請いただいた事業計画についてその必要性や有効性などを総合的に審査し、採択・不採択を決定するため、受付されたものが必ず採択されるものではありません。